

商品名	ちくしんリフォームローン（変動金利型）
ご利用いただける方	<p>下記の条件をすべて満たされる方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■年齢が20歳以上の方。 ■安定継続した収入がある方。 ■当金庫の地区内に住所または居所を有する方、もしくは当金庫の地区内において勤務されている方、あるいは当金庫の地区内の同一場所で同一業種を営業されている方。 ■（一社）しんきん保証基金の保証を受けられる方
お使いみち ＜自宅リフォーム＞	<ul style="list-style-type: none"> ■申込人が居住(居住予定を含む)し申込人もしくはその家族(配偶者、親、子、孫、兄弟)が所有している自宅、またはその家族が居住(居住予定を含む)し申込人が所有している自宅にかかる次の資金 <ul style="list-style-type: none"> ※①は、申込日時点で、支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金（工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る）も可 ① リフォーム(増改築・修繕)資金およびそれに伴う諸費用 <ul style="list-style-type: none"> ※「諸費用」とは、印紙代、解体工事費用等 ② 申込人が①を用途として当金庫を含む金融機関・信販会社(消費者金融は除く)から借り入れたローン(無担保)の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料 ③ 申込人が、リフォームを行う物件の取得のために当金庫を含む金融機関から借り入れた住宅ローンまたはそれを借換えたもの(借換え直前3ヵ月の約定返済で、3営業日以上履行遅滞が1度もないものに限る)の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料(①または②と合わせた申込みに限る) ④ リフォームに付随して必要となるインテリアや家電等購入資金(①と合わせた申込みで100万円以内) ⑤ 対象となる建物の全部事項証明書(申込時点で発行から3ヵ月以内のもの)が必要となります。 <ul style="list-style-type: none"> 【対象となる建物の条件】 申込人またはその家族の持家で、抵当権・差押等の各種(仮)登記がないもの ※次のものは各種(仮)登記から除く <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫貸付(事業資金、住宅ローン(代理貸付を含む)等)にかかる抵当権および根抵当権 ・他行住宅ローンにかかる抵当権 【対象とならないもの】 次のいずれかに該当するものは、リフォームローンの対象になりません。 <ul style="list-style-type: none"> ・支払先が、申込人またはその配偶者、親、子が営む法人・自営業 ・支払先が、申込人の配偶者、親、子
＜空き家解体費用＞	<ul style="list-style-type: none"> ■空き家を取り壊して更地にするための費用を取扱うことができます。 ①空き家解体費用およびそれに伴う諸費用(建物解体後の滅失登記費用等を含む) <ul style="list-style-type: none"> ※①は、申込日時点で、支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金（工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る）も可 ②申込人が①を用途として当金庫を含む金融機関・信販会社(消費者金融は除く)から借り入れたローン(無担保)の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料 <ul style="list-style-type: none"> ※対象となる建物の全部事項証明書(申込日時点で発行日から3ヵ月以内のもの)が必要。 【対象となる空き家の条件】 <ul style="list-style-type: none"> ・申込人またはその親族が所有する建物であること ・事業専用で使用していた建物ではないこと 【対象とならないもの】 次のいずれかに該当するものは、空き家解体費用の取扱いの対象になりません。 <ul style="list-style-type: none"> ・支払先が、申込人またはその配偶者、親、子が営む法人・自営業 ・支払先が、申込人の配偶者、親、子 【建物に抵当権等の設定がある場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・対象建物に抵当権等の設定がある場合は、抵当権者の了承および抹消への協力を得ていること等をご確認させていただきます。
ご融資金額	■1,000万円以内(1万円単位) ■空き家解体費用の場合 500万円以内(1万円単位)
ご融資期間	■3ヶ月以上15年以内(元金返済の据置期間6ヶ月を含む)

商品名	ちくしんリフォームローン（変動金利型）										
ご融資金利	<p>■変動金利 <年2回見直し型> 当初のご融資金利については、「長期プライムレート+1.8%」を基準として適用いたします。なお、融資金利に保証料率を合わせた金利が適用金利となります。また、ご融資後の金利については、4月1日および10月1日現在の「長期プライムレート+1.8%」を基準として、年2回見直しを行います。4月1日基準の融資金利は6月返済分から、10月1日基準の融資金利は12月返済分から適用されます。</p> <p>*ご融資金利は店頭のカリ表示ボードまたは窓口でお問い合わせください。</p>										
ご融資金利の割引	<p>■すでに当金庫にて住宅ローンをご利用の方、あるいは当金庫で給与振込か年金自動受取り（同居家族）、口座振替契約（クレジットカード払含む、同時申込も可）のある方や九州しんきんカード（クレジットカード）をお持ちの方（同時申込も可）にはお借り入れ時のご融資金利から0.80%引き下げいたします。</p> <p>■ちくしんカードローンを既にお持ちの方、あるいは新規にちくしんカードローンを申込みの方、ちくしんカードローンの極度増額をされる方、または、きゃっするカードローンをお持ちの方、あるいは、新規にきゃっするカードローンをお申込みの方には、さらに0.30%引下げいたします。</p> <p>*詳しくは窓口までお問い合わせください。</p>										
ご返済方法	<p>■元金均等・元利均等の2種類のご返済方法がございます。 ボーナス月増額返済の併用もできます。ただしボーナス返済部分の元金はご融資金額の50%までとします。</p> <p>■元金返済の据置期間は6ヶ月までとします。</p>										
お支払方法	<p>■工事契約先等にお振込みいただきます。ただし、支払済資金は除きます。 ご融資金額の20%または50万円のいずれか大きい金額までは振込していただかなくても良い場合があります。</p>										
保証人・担保	<p>■（一社）しんきん保証基金が保証しますので原則として必要ありません。</p>										
保証料	<p>■保証会社（（一社）しんきん保証基金）へ支払う保証料の料率 0.68% 上記融資金利に保証料率を合わせた金利が適用金利となります。</p>										
手数料	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">■繰上返済手数料</td> <td rowspan="4">別途、消費税が必要です。</td> </tr> <tr> <td>一部繰上返済</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>全額繰上返済 貸出日以降3年未満</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>全額繰上返済 貸出日以降3年以上5年未満</td> <td>1,000 円</td> </tr> </table>	■繰上返済手数料		別途、消費税が必要です。	一部繰上返済	2,000 円	全額繰上返済 貸出日以降3年未満	2,000 円	全額繰上返済 貸出日以降3年以上5年未満	1,000 円	
■繰上返済手数料		別途、消費税が必要です。									
一部繰上返済	2,000 円										
全額繰上返済 貸出日以降3年未満	2,000 円										
全額繰上返済 貸出日以降3年以上5年未満	1,000 円										
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>■苦情処理措置:本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部法務課にお申し出ください。（9時～17時）電話：フリーダイヤル0120-350-452 FAX:0942-33-7193、 eメール：chikusin@world.ocn.ne.jp）</p> <p>■紛争解決措置:東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、天神弁護士センター（電話：092-741-3208）、北九州法律相談センター（電話：093-561-0360）久留米法律相談センター（電話：0942-30-0144）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記法務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）または九州北部地区しんきん相談所（9時～17時、電話：092-281-5363）にお申し出ください。</p>										

●審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

●店頭でご返済額の試算をさせていただきます。